

市民からの意見の内容と事業者の見解(案)

①事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
事業者の 名称	1	アセス中の名駅一丁目南地区、北地区、今回の三丁目計画の隣接 3事業でまとめてアセス準備書を作成すべきである。このままでは個別に予測・評価し、影響が過小評価される。そのようなことは許されない。名古屋市環境影響評価条例第 42条（手続の併合）第 2項では「2以上の事業者が相互に密接に関連する 2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、当該 2以上の対象事業に係る事前配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、相互に協議して当該手続を行う事業者を定め、その旨を市長に通知しなければならない。」の規定を適用するよう、アセス中の名駅一丁目南地区の事業者：東海旅客鉄道（株）及び名駅一丁目北地区の事業者：郵便局（株）、名工建設（株）、名古屋鉄道（株）、今回の名駅三丁目計画の事業者：三菱地所に対して、市が責任を持って指導すべきである。 現に名駅一丁目南地区の環境影響評価方法書 p2で「本事業は隣接事業予定地（北地区）とも連携し、具体的に検討を進める。」と宣言しているし、市長意見が送付されてから行うはずの大気質、水質、底質を事前に共同して行ってしまう。共同して準備書を作成することは可能なはずである。例えば、工事関係車両は同時に走行するため複合影響となる。特に、今回の名駅三丁目計画の基礎工事（25～26年度 p7）は、名駅一丁目南地区の基礎工事（23年度後半～25年度）と重なり、地下躯体工事と地上躯体工事は 25～27年度で重なっている。工事関係車両は、3事業全体で予測・評価すべきである。排出ガス、風害についても同様である。	事業者としましては、「名古屋市環境影響評価条例」（平成10年 名古屋市条例第40号）に従い、環境影響評価手続を行っております。 なお、本事業は名駅一丁目北地区及び南地区の事業とは別の単独事業となりますが、背景（本事業のピーク時における名駅一丁目北地区及び南地区の事業の影響）の取り扱いについては、名古屋市の関係機関と協議しながら、予測・評価を検討していきます。

②対象事業の名称、目的及び内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
対象事業 の目的	2	名古屋市新基本計画（昭和 63～75年度）で「都心部への自動車の過度な流入を抑制するなど、公共交通機関優先の原則に立ちつつ」と宣言し、JRツインビルの環境影響評価手続で市長は「極力自動車交通量を抑制するため・・・公共交通機関の利用促進施策を今後さらに積極的に推進していくべきです」としている。 こうした状況の中で、愛知県や名古屋市の長期予測で二酸化窒素の高濃度地区とされるこの名古屋駅周辺に、更に自動車交通を集中させ、環境も悪化させる高層ビルの集中立地は再検討すべきである。	事業予定地は、JR名古屋駅や地下鉄東山線など、公共交通機関の利便性の高い場所に立地しています。 また、本事業では、大名古屋ビルと地下街との接続部の改修並びにバリアフリー化をはじめ、敷地内の貫通通路・サンクンガーデンの整備により、回遊性を備えた歩行者ネットワークを形成し、公共交通機関の利用者及び歩行者の利便性や快適性に配慮した建築物とします。 また、新建築物の利用者に対しては、公共交通機関の利用を働きかけていきたいと考えています。

②対象事業の名称、目的及び内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
対象事業の目的	3	平成 21年版名古屋市環境白書でも、二酸化窒素について「環境基準は 28測定局（一般局 全局、自排局11局）で達成し、」とあり、20年版のように「自動車排出ガス測定局（11局）は、環境基準を 1局で非達成」と明確には記載しなくなったが、深刻な状況は変わっていない。ところが、今までの道路アセスメント（環状 2号線、高速 3号線高架化）では、二酸化窒素のバックグラウンド濃度として、平成 12年度の年平均値 0.0175ppmを用いてきた。現実には、一般局の平均でさえ 0.028ppm（自動車排出ガス測定局では 0.034ppm）と、予測の1.6倍もの濃度であり、その予測がいかに過小であるかが事実で示され、その状況は依然として同じである。道路事業者が設定し、市がアセス審査会で妥当とした市内の二酸化窒素濃度がこれほど異なったことについて猛省するとともに科学的な説明を行い、今後のアセスメントの審査資料とすべきである。当時のアセスは次の単純比例式であった。 $P75 = (P52 - P0) \times (F75 + C75) / (F52 + C52) + P0 = 0.0135\text{ppm}$ 環 2アセス 1982 (S57.9) p24 添え字は昭和の年度、Fは工場、Cは車からのNOx量、PはNO2濃度、P0は自然界、家庭等からのバックグラウンド濃度 0.003ppm（市資料） ・移行すると、$(P75 - P0) / (P52 - P0) = (F75 + C75) / (F52 + C52)$ となる ・つまり、自然界、家庭等からの濃度P0を除いた 2000 (S75=H12) 年度と1977 (S52) 年度の濃度の比は、2000年度と1977年度のNOx量の比になるという単純比例式である。 ・例えば、基準の1977 (S52) 年度のNOx量（工場 + 車）が、将来 0.5倍になれば、自然界等濃度を除いたNO2濃度も 0.5倍になるという理論（単純比例式）。 誤差を与えるのは工場からの排出量か車からの排出量が予測をはずれたためである。工場からの排出量が予定以上に減少していることから、車からの排出量に問題があったことは明らかであるが、その内容は車種別の排出係数×走行距離×走行台数が基本となっている。このどれが、又はどれとどれがどう予測と異なったのか、アセス審査会でも早急に検討し、これからのアセス審査に適用すべきである。	大気質のバックグラウンド濃度については、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第2巻」（平成19年 財団法人 道路環境研究所）等により設定します。
	4	P2 対象事業の目的で「名古屋市都心部将来構想」に「にぎわいあふれる魅力づくり」等の方針が示されていると紹介されているが、この中には「自動車流入の抑制による良好な歩行環境の形成」が明記されていることを記載し、計画立案、環境影響の評価にどう生かすかを明示すべきである。	事業予定地は、J R 名古屋駅や地下鉄東山線など、公共交通機関の利便性の高い場所に立地しています。 また、本事業では、大名古屋ビルと地下街との接続部の改修並びにバリアフリー化をはじめ、敷地内の貫通通路・サンクンガーデンの整備により、回遊性を備えた歩行者ネットワークを形成し、公共交通機関の利用者及び歩行者の利便性や快適性に配慮した建築物とします。 また、新建築物の利用者に対しては、公共交通機関の利用を働きかけていきたいと考えています。

②対象事業の名称、目的及び内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
対象事業の内容	5	P6 事業計画の新建築物のイメージ図があるが、アセス中の名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画も同時に記載して理解しやすいようにすべきである。	準備書の「景観」の中で、本事業の新建築物のモニター写真に、名駅一丁目北地区及び南地区の形状を加えます。
	6	P7 排水計画で「工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。」とあるが、もっと正確に記載すべきである。このままでは、どんな排水も全て公共下水道に放流することになる。p63では「工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流」とある。また、アセス中の名駅一丁目南地区、北地区、今回の三丁目計画の隣接3事業でまとめた排水量はどれだけで、放流下水道の処理能力及び実績処理量のどんな割合を占めるのかを明記すべきである。	準備書の排水計画には、「工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流」する旨を記載します。 また、本事業に伴う公共下水道への排出量については、今後、名古屋市の関係機関と協議していきます。
	7	P7 工事予定期間を、平成 24年中頃に解体工事、平成 25年中頃に地上躯体工事と決めることは、アセスの精神を無視したものとなる。事務的にそう考えているのはかまわないかもしれないが、アセス手続き終了後〇年目にどんな作業をすると記載すべきである。	本事業の計画スケジュールを記載したものです。方法書を読まれた方が、工事予定期間を理解しやすくするように努めています。

③事前配慮の内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
建設作業時を想定した配慮	8	P7 建設作業の事前配慮として「土壌汚染」について検討していないことは問題である。椿町線アセスで「土壌汚染の地歴はないということで、環境項目としていないが、この地区は、元鉄道操車場であったことから、有害な車両用 PCB変圧器からの PCBの漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのディルドリンなどの有機塩素化合物や、その分解によるダイオキシンの発生などにより、土壌汚染の恐れがあるため、検討項目とすべきである。」と意見を出したにもかかわらず、事業者としての市は真筆な扱いをせず「椿町線の計画区域には、過去の地歴(土地利用の経歴)から大規模な工場等は存在していません。このため、今回の環境影響評価においては、土壌汚染を環境項目としませんでした。なお、笹島貨物駅跡地については、国鉄清算事業団(現鉄道建設公団)にもヒアリングを行ないましたが、土壌汚染はないとのことでした。」と見解を述べただけであり、その後、土壌から有害物質が検出され大きな問題となった。この経験が全く生かされていない。審査部局としての市も厳格な指導をすべきである。	方法書p. 44に記載したとおり、「地図で見る名古屋市街の今昔」(国土地理院)によると事業予定地は建物密集地として記載されており、鉄道操車場跡地ではありませんでした。 そのため、「土壌」は環境影響評価の項目として抽出しませんでした。 なお、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地改変の前までに必要な調査を実施し、市長へ報告します。
	9	P9 建設作業の事前配慮として、「工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。」とあるので、その具体的なルート検討結果を示すべきである。	工事関係車両の走行ルートにつきましては、今後、関係機関と協議を行い、準備書に記載します。

③事前配慮の内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
建設作業時を想定した配慮	10	P9 建設作業の事前配慮として「新建築物の着工時期を地上デジタル放送の完全移行後である 2012年度とし、アナログ放送の電波障害の発生を回避する」とあるが、そもそも工事予定期間を確定すること自体が問題であることは上記で指摘したが、社会情勢として、地上デジタル放送の完全移行が予定どおりできるかどうかは微妙となっている。その場合でも新建築物の着工時期を地上デジタル放送の完全移行後にするという宣言ととらえれば良いのか。	総務省より、地上デジタル放送の完全移行が2011年7月24日に行われると公式に発表されています。 なお、万が一、地上デジタル放送の完全移行が、本事業の新建築物の地上躯体工事開始時期（2014年4月頃）よりも遅れる場合には、関係機関と協議し、適切に対応します。
	11	P9～11 事前配慮として「努める」の表現が多すぎる。建設廃棄物の減量化及び再資源化の項目では 4項目全てが「努める」となっている。事前配慮全体でわずか 3ページの中に「努める」が 11回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。	事前配慮の内容として「努める」と記載した項目については、実施する方向で前向きに検討を行っています。
	12	P10 建設作業の事前配慮として「解体工事前の調査により、石綿の使用が明らかになった場合、・・・(マニュアルに従って)除去し、・・・運搬及び廃棄・・・(マニュアルに従って)適切に行う」とあるが、p61からの環境影響評価の項目に加え、調査、予測の手法を示すべきである。調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうなるのかなど多くの疑問が残る。	過去に実施したサンプル調査において確認された飛散性アスベストは、平成19年7月までに除去工事が完了しました。 なお、現況施設の解体工事前の調査により、石綿の使用が明らかになった場合には、方法書に記載したとおり、解体工事に先立ち「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」に従って除去し、この運搬及び廃棄に当たっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に従い、適切に行います。
	13	P10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「DHCを導入し、排出ガス量の削減に配慮する」とあるが、「削減」という以上、現状の解体予定のビルからの排出ガス量と汚染負荷を明示し、今回予定している高さ 190m延べ床 15万m2ものビルの冷暖房等の排出ガス量と汚染負荷を比較して説明すべきである。	排出ガス量の削減とは、新建築物の熱源として個別熱源施設を採用するよりも、地域冷暖房施設（DHC）を採用した方が、排出ガスが削減されるという意味です。
	14	P10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「DHCを導入し、排出ガス量の削減に配慮する」とあるが、これは名駅前のミッドランドスクエアにあるDHC名古屋（株）のことであり、この地域の排出ガス量を削減できるものではないと思われる。そのホームページでは「負荷の下がる中間期に「名駅東地区」から「名駅南地区」へ熱融通する事により、「名駅東地区」の機器不可率がアップ、緊急時の熱供給リスクの軽減」とあり、1事業所で冷暖房施設を設置するより、余った時間帯のエネルギーを他に回すと言うことが基本であり、地域全体での総排出ガスはほとんど変わらない。このため、追加される大気汚染物質についての予測、評価を実施することを明記すべきである。	DHCは、事業予定地内に新たに設置します。 なお、このDHCから発生する大気汚染物質については、方法書p. 66に示すとおり、予測・評価の対象としています。
	15	P11 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（廃棄物の適正処理）として「廃棄物の搬出に際しては、・・・一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。」とあるが、搬出までの保管について、公用のスペースとして明確に位置づけ、確実に設置し、維持管理していくことを明記すべきである。アセス中の名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画では「一時的な保管場所として貯蔵できるスペースを設けるよう努める」とあるが、今までのアセス事業でもこうした表現で事業を進め、営業用に賃貸料を取るスペースが必要などの理由で、実現せず、生活環境上の問題も発生する事例があると聞いている。	廃棄物の保管場所については、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、十分な設置スペースを確保し、建築確認申請の前までに、「廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書」を名古屋市へ提出します。 また、生活環境上の問題が発生しないよう、適切に運用します。

③事前配慮の内容

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
建設作業時を想定した配慮	16	P11「建設残土」の搬出等で「現況施設内で管理されているPCBは、解体工事前に・・・法に基づき、適切に処理を行う。」とあるが、「現況施設には、PCBが入っている変圧器や照明器具等が存在するが、漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなど適切に管理されており、過去にPCBの漏洩等の事故は発生していない」p44とある。このうち、「照明器具等」については、愛知県内ではまだ処理体制が整っていないため「適切に処理を行う」ことはできない。引き続き保管するしかないはずである。その事情を正確に記載し、保管の方法、管理責任者などを明記すべきである。	PCBの「適切に処理を行う」の「処理」の中には、「保管」という意味を含めていました。 準備書において、p. 11の記載内容を「適切に処理を行う」から「適切に処理・保管を行う」の併記にします。
施設の存在・供用時を想定した配慮	17	p12 施設の存在・供用時を想定した配慮で、公害の防止として「DHCを導入し、・・・排出ガス量の削減に配慮する。」とあるが、名駅北地区の「既存の地域冷暖房施設（DHC）の導入」のことを指すのか。それとも、独自に新たなDHCを設置するのか。既存の地域冷暖房施設（DHC）の導入なら、その旨を明記すべきである。	DHCは、事業予定地内に新たに設置します。
	18	P13 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「太陽光発電設備の導入に努める。」とあるが、アセス中の名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画にある「外気を利用した空調システムの導入を検討する。」北地区計画にある「自然採光の利用促進に努める」ことも配慮事項に追加すべきである。	本事業においては、最新の省エネルギー機器の使用及び自然エネルギーの導入を実施する方向で前向きに検討を行っています。

④事業予定地及びその周辺地域の概況

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
全 般	33	P48～ 地域の概況で、気象は平成15～19年度（p48）、大気質は20年度の測定結果（p50）、環境騒音は平成16年度（p52）、道路交通騒音、振動は平成15年度（p54, 56）、温室効果ガス等は二酸化炭素が平成6～19年度、フロンは平成2～15年度（p57, 58）とバラバラであり、しかも古い測定結果が多い。名古屋市の環境行政の後退で、道路交通騒音やフロンが 5年近く調査されていない問題はあるが、この程度で地域の概況把握が終わったとするのは許されない。準備書の段階では平成21年度の名古屋市の測定結果を用いて、最新の地域の概況把握とすべきである。	資料の収集は、平成21年9月末の時点で入手可能な最新の資料としました。
社会的状況	19	P25 地域の概況の（3）水域利用で「揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に14事業場あり、揚水（井戸）の深さは10～300mの範囲である。」と記載があるが、この井戸の地下水質の状況ぐらひは調査して記載すべきである。また、ほとんど同じ区域内で計画されているアセス中の名駅一丁目南地区では「揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に17事業場あり」とあるが、なぜ異なるのか。	地下水質の状況は、公的資料を基に方法書p. 47にまとめています。 また、揚水設備等設置事業場数は、名古屋市環境局への聞き取り調査によって確認した値です。

④事業予定地及びその周辺地域の概況

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
社会的状況	20	P29 道路交通状況で「本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料を得ることを目的とした交通実態調査を行った。」とあるが、アセス手続きの精神を踏みにじるものである。本来はどのような項目について、どのような方法で調査をするのか、を議論するのが今回の「環境影響評価方法書」であり、事業者が勝手な判断で事前に調査するのは間違っている。アセス審査部局の厳格な指導を要請する。そもそも、事業を計画する上で必要な調査は文献で充分であり、現にアセス中の名駅一丁目南地区p29及び名駅一丁目北地区計画では既存資料として「平成17年度名古屋市一般交通量概況」（名古屋市平成19年）を用いている。こうした現地調査の規模、地点、調査時期、調査内容について、この方法書で示し、市民をはじめとする関係者の意見も踏まえ、名古屋市環境影響評価審査会で検討し、市長意見が示されるはずである。	交通量調査は、名古屋駅前という立地特性や、周辺の他事業者の計画が発表されていたため、詳細なデータが必要でした。 そのため、事業計画を検討するための基礎利用として、周辺の交通量を早期に把握する必要があり、調査を実施したものです。
	21	P29 道路交通状況で「歩行者交通量は・・・自動車交通量調査と同日、同時間で調査を行った。」とあるが、アセスの精神を踏みにじる行為である。アセス審査部局の厳格な指導を要請する。事業を計画する上で必要な調査は文献で充分である。事業計画を定めるために必要な現地調査の規模、地点、調査時期、調査内容について、この方法書で示し、市民をはじめとする関係者の意見も踏まえ、名古屋市環境影響評価審査会で検討し、市長意見が示されるはずである。	
	22	P37 関係法令の指定・規制等で「地盤」について、地下水揚水規制だけが記載してあるが不十分である。名古屋市環境保全条例では同時に、地下掘削工事に関する措置として、(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)第79条で「地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(地下掘削工事の実施の届出)第80条、(地下水のゆう出量等の報告)第81条があり、(地下掘削工事に係る指導)第82条で「市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、・・・必要な指導及び助言を行うことができる。」とされている。今回のように大規模な掘削工事で、この規定を十分踏まえる必要がある。資料編（資-24）の表の備考に「吐出口の断面積が78cm ² を超える場合に、届け出が必要となっている。」と、こそこそ不十分に記載するだけでなく、この規定に該当する「地下水のゆう出水を伴う掘削工事」があるのか、ないのか、あるならその事前配慮事項を明記すべきである。	本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が78cm ² を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合は、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告します。 なお、方法書p. 9の地盤に記載した事前配慮のとおり、地下工事においては止水性の高い山留壁（ソイルセメント柱列壁）を透水性の低い難透水層まで構築することにより、地盤の変形を抑制し、周辺環境に影響を及ぼさないよう努めます。
	23	P37 関係法令の指定・規制等で「土壌」について、「名古屋市環境保全条例に基づき、大規模な土地（3,000m ² 以上）の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。」とあるが、その調査結果をどうするのかについての説明が抜けている。名古屋市環境保全条例第57条第2項では「前項の規定による調査の結果、当該土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるときは、当該大規模土地改変者は、土壌汚染等対策指針に基づき、当該土壌及び地下水の汚染の状況を調査し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。」と定められている。	「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地改変の前までに必要な調査を実施し、市長へ報告します。

④事業予定地及びその周辺地域の概況

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
社会的状況	47	資-4 水質汚濁に係る環境基準等で「人の健康の保護に関する環境基準」があるが、間違いである。平成 21年11月30日に追加告示された「1,4 ジオキサン」を追加すべきである。	本方法書では、平成21年9月末の時点での資料をまとめました。 準備書には、追記します。
	48	資-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準は間違いである。平成 21年11月30日に追加された「1,4-ジオキサン、塩化ビニールモノマー、1,2ジクロロエチレン」を追加すべきである。	
自然的状況	24	P44 自然的状況の「土壌汚染」で「明治24年では廣井村の集落として記載され、その後の大正9年、昭和22年、平成元年では建物密集地として記載されている。事業予定地内の名古屋ビルは、昭和37年に竣工された。」という過去の地歴調査結果だけがあるが、名古屋市環境保全条例の「特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある」に従った調査とは認めがたい。「建物密集地」にどのような中小工場が存在していたのか、メッキ工場、国鉄関係の整備工場、トリクロロエチレン等を使用する工場はなかったのか、などが重要である。また、「調査の結果、当該土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがある」かどうかの判断、調査方針もない。こうしたことを確実に実施しないと、椿町線アセスの二の舞となる。有害な車両用 PCB変圧器からの PCBの漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのディルドリンなどの有機塩素化合物、鉄道停車場につきものの鉛、ヒ素などの現地調査が必要である。	「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地改変の前までに必要な調査を実施し、市長へ報告します。
	25	P44 自然的状況の「土壌汚染」で「現況施設には、PCBが入っている変圧器や照明器具等が存在するが、漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなど適切に管理されており、過去にPCBの漏洩等の事故は発生していない」とあるが、圧器(トランス)の次に重要な充電器(コンデンサ)はないのか、いずれにしても、それぞれの種類、数、PCB量、保管責任者を明記し、このまま保管を続けるのか、解体工事前に処分するのかを明らかにすべきである。PCB廃棄物の適正な処理に関する特別措置法では、2016年(平成28)年7月 14日までに全てのPCB廃棄物を処分してしまうことが定められており、いつまでも不安定な保管を続けるべきではない。	現在、保管しているのは、高圧トランス、蛍光灯安定器、蛍光灯安定器用コンデンサです。 これらは、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な保管を行っており、年に1回、保管及び処分状況を名古屋市へ報告しています。
	26	P47 自然的状況の「水質」で、「堀川(納屋橋)及び中川運河(船溜)におけるpH、DO及びBODの調査結果によると」とあるが、PCB、カドミウム、鉛、ヒ素、水銀など有害な「健康項目」について記載されていない。出典では市が調査している。この点をまず触れるべきである。	出典に記載したとおり、名古屋市が実施した調査結果です。
	27	P47 自然的状況の「底質」で、「平成16年度に実施された堀川 2地点及び中川運河 1地点における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。」とあるが、事業者が勝手に行った調査と思われるので、調査場所、調査方法、調査者、調査日時、などとともに調査結果そのものを記載すべきである。なお、こうした調査は、本来はどのような項目について、どのような方法で実施するのか、を議論するのが今回の「環境影響評価方法書」であり、事業者が勝手な判断で事前に調査するのは間違っている。	

④事業予定地及びその周辺地域の概況

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
自然的状況	28	P47 自然的状況の「底質」で、「平成16年度に実施された堀川 2地点及び中川運河 1地点における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。」とあるが、暫定除去基準は、総水銀だけではなく、PCBについても定められている。底質のPCB調査を行い、その評価をすべきである。事業者が勝手に事前調査を行うとこのような問題が出てくるのを防ぐために方法書の審査があるはずである。	出典に記載したとおり、名古屋市が実施した調査結果です。
	29	P47 自然的状況の「地下水」で、「16～20年度・・・地下水調査結果によると・・・西区では環境基準に適合していない地点が平成 19年度に2地点、平成20年度に5地点ある。」とあるが、その項目名、濃度、住所を明記して、今回の事業地への影響を判断できるようにすべきである。	準備書において、基準を調査した項目名、濃度、住所を記載します。
	30	P47 自然的状況の「地下水」で、「16～20年度・・・中村区及び西区・・・地下水調査結果によると」として、結果が記載してあるが、部分的であり、不十分である。この名古屋市の調査だけではなく、地下水汚染として新聞でも大々的に報道された件については、その時々市が公表しているので関係分を記載すべきである。たとえば、トリクロロエチレンの地下水汚染で平成12年3月まで土壌掘削と浄化対策工事を実施した東芝名古屋はこの地区から北北西 4kmもない所であり、庄内川の流れてに平行した形で地下水脈が続いている可能性がある。そうした汚染された地下水や土壌が問題とならないよう、十分検討すべきである。	名古屋市の「公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」には、地下水常時監視以外の調査地点として、工場等で地下水汚染が確認された場所における結果が記載されています。 そのため、準備書においては、該当する地点を含めたデータを記載します。
	31	P47 自然的状況の「地下水」で、「16～20年度・・・中村区及び西区・・・地下水調査結果によると」として、結果が記載してあるが、20年度西区の環境基準不適合地点数 5は間違いである。出典の「平成 20年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」によれば、環境基準不適合地点は、西区では丸野 2丁目、貴生町、栄生一丁目、則武新町一丁目の 4地点のはずである。	準備書において、4地点に修正します。
	32	P47 自然的状況の「地下水」で、「16～20年度・・・中村区及び西区・・・地下水調査結果によると」として、結果が記載してあるが、19年度西区の環境基準不適合地点数2は、名駅一丁目南地区の環境影響評価方法書では不適合地点数1となっている。違いを説明すべきである。	西区の平成19年度の環境基準に適合していない地点数は、2で間違いありません。

⑤対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価の項目	34	P60 影響要因の抽出では、「大気汚染物質の排出」があるが、名駅北地区の「既存の地域冷暖房施設（DHC）の導入」のことであれば、影響要因として抽出したことは評価できるが、設置主体が異なるための熱量分担などをどうするのか、必要な対策費用はどうするのかなどに触れるべきである。	DHCは、事業予定地内に新たに設置します。

⑤対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価の項目	35	P61 環境影響評価の項目のため、影響要因の抽出をしているが、大気質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）、騒音について、存在・供用時（事業活動）の事業活動（新建築物関連車両の走行）を追加すべきである。アセス中の名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画でも新建築物関連車両の走行による浮遊粒子状物質、二酸化窒素、騒音を抽出している。 工事中はこの3事業が重なることが考えられることから、配車計画を調整する上からも必要である。	新建築物は事務所主体の建物であるため、発生集中交通量が少なく、かつ公共交通機関の利便性の高い場所に立地していることから、新建築物の駐車台数は約330台とする計画です（既存建築物の駐車台数は147台）。また、そのほとんどが小型車です。 そのため、周辺環境への影響は小さいと考えられるため、抽出しませんでした。 なお、安全性については、大型車及び小型車に関わらず、歩道上での交錯が発生するため、抽出しました。
	36	P61 環境影響評価の項目のため、影響要因の抽出をしているが、大気質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）、騒音について、存在・供用時（事業活動）の事業活動（新建築物関連車両の走行）を追加すべきである。抽出した理由 p62では、安全性（供用時）に「新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。」とあり、交通安全に影響があるのに大気質、騒音に影響がないと判断する理由はない。	
	37	P63 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由で、「地下水」は「工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流するため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。」ということで環境影響評価の対象から除外してあるが、自然的状況の「地下水」で、H20年度に西区で多数の環境基準不適合があり、3地点はシス1,2-ジクロロエチレンであり、地下水汚染で平成12年3月まで土壌掘削と浄化対策工事を実施した東芝名古屋のトリクロロエチレンの分解物の可能性もある。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準は平成21年11月30日に「1,4-ジオキサン、塩化ビニールモノマー、1,2ジクロロエチレン」が追加されており、いずれもトリクロロエチレンの分解物である。周辺地下水の調査を実施し、工事による「湧出水」が本当に環境に影響を与えないかを真剣に検討すべきである。	公共下水道への排水計画については、今後、名古屋市の関係機関と協議していきます。

⑤対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価の項目	38	P63 環境影響評価の項目として「土壌」は環境影響評価の対象から除外してあるが、大規模な土地（3,000m ² 以上）の改変時に行うので、名古屋市環境保全条例の「特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある」に従った調査とは認めがたい。「平成元年では建物密集地として記載されている。事業予定地内の大名古屋ビルは、昭和37年に竣工された。」という過去の地歴調査結果だけがあるが、「建物密集地」にどのような中小工場が存在していたのか、メッキ工場、国鉄関係の整備工場、トリクロロエチレン等を使用する工場はなかったのか、などが重要である。また、「調査の結果、当該土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがある」かどうかの判断→調査方針もない。こうしたことを確実に実施しないと、椿町線アセスの二の舞となる。当該土壌及び地下水の汚染の状況を調査する必要がある。	方法書p. 44に記載したとおり、「地図で見る名古屋市街の今昔」（国土地理院）によると事業予定地は建物密集地として記載されており、鉄道操車場跡地等ではありませんでした。また、現況の建物内には、変電所等の土壌汚染の可能性のある施設は存在しません。 なお、「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地改変の前までに必要な調査を実施し、市長へ報告します。
	39	P63 環境影響評価の項目として「土壌」は環境影響評価の対象から除外してあるが、ルーセントタワー評価書H12. 11. 17 では、「変電所の解体工事時には、この施設直下における土壌を採取し、PCBの調査を行う。」としている。最低限この程度の調査は行うべきである。	
調査及び予測の手法	40	P64 調査及び予測手法の「大気質の調査」で、大気質と気象の調査方法が「大気汚染常時観測局データの整理」「名古屋地方気象台データの整理」とされているだけだが、騒音 p66のように年度を記載すべきである。大気質のように毎年データが変化し、環境基準や環境目標値の適合状況が変わるものは、当然平成 21年度のデータを使用すべきである。	予測・評価の開始時期に入手が可能な最新の資料を使用することを目的としているため、資料が公開された年度は記載していません。 なお、可能な限り、平成21年度の資料を用いる予定です。
	41	P64, 74 大気質及び温室効果ガスの供用時の現地調査に、既存の熱源施設の排出源条件（排出ガス量、窒素酸化物排出量等）を追加して、DHCにすることにより、どの程度の削減効果があるかを説明出来るようにすべきである。	既存建物の温室効果ガスの排出量については、現地調査を実施し、新建築物との単位面積当たりの二酸化炭素排出量を比較することを検討します。
	42	P66 騒音の現地調査の調査事項で、環境騒音、道路交通騒音ともに「等価騒音レベル、時間率騒音レベル」としているが、時間率騒音レベルは建設工事騒音の「時間率騒音レベルの 90%レンジの上端値」p67のように、90%レンジの上端値、下端値、中央値など具体的に。	準備書において、具体的な記載を行います。
	43	P68 振動の現地調査の調査事項及び調査方法で「路面平坦性」を追加すべきである。予測方法では路面平坦性が必要となってくる。整備基準と現状とは大きくかけ離れていることが多いため、現状の路面平坦性を測定しておくべきである。	道路交通振動の予測においては、現況の振動調査結果と現況交通量による予測結果を比較します。この時の差分は、距離減衰等以外の路面平坦性や地盤条件等を含めた影響によるものと考えられます。 将来の道路交通振動は、将来交通量による予測結果に、この差分を考慮した値を予測結果とします。

⑤対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	No.	意見の内容	事業者の見解
調査及び予測の手法	44	P69 調査及び予測手法の「振動の現地調査」で、「道路交通振動は・・・6～22時の 16時間で行う」とあるが、7～22時の間違いではないか。評価の参考にする値とはほど遠いが、資-23の道路交通振動の限度は昼間は 7～22時となっている。	「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の限度（要請限度）における昼間の時間区分は7時～20時ですが、道路交通振動の現地調査時間は騒音と整合させ、6時から22時までの16時間で調査を行います。
	45	P75 風害の予測方法で、「三次元流体解析による予測」とあるが、予測条件の「事業予定地周辺の開発計画等」には、アセス中の名駅一丁目南地区、北地区は含まれているのか明記すべきである。また、アセス中の名駅一丁目南地区、北地区の風害予測は風洞実験で行うとされているが、この風洞実験ではなく三次元流体解析で予測する意味も明記すべきである。	風害の予測手法は、「名古屋市環境影響評価技術指針解説書」に定められた方法から選びました。 名駅一丁目北地区及び南地区の事業の影響は、今後、関係機関と協議します。
	46	P75 風害の予測は、個別に行うことは意味がない。アセス中の名駅一丁目南地区、北地区、今回の三丁目計画の隣接 3事業でまとめてアセス準備書を作成すべきである。	本事業は、単独の事業となります。